

本日1月19日の臨時会本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案第1号について、本会議休憩中に開催した委員会の審査経過及び結果を報告します。

議案第1号湖南省長の給料月額の特例に関する条例の制定について、市長が交通事故を起こしたことに対し、市政の責任者として、社会に影響をおよぼしたことから、市長の給料を減額するための条例を制定するもので、令和3年2月から3月までの給料を10%減額するものと説明がありました。また、一昨年、職員の官製談合防止法違反等により、市政の責任者として、市長及び副市長の令和元年12月の給料を減額する条例につきましては、その目的を果たしたため廃止をするものという説明がありました。

主な質疑は次のとおりです。

相手との示談は成立しているのかとの質疑に対して、医療機関の診断書の提出がなく、警察としては物損事故として、事故処理は終了したと連絡がありました。今後も相手方のご本人とご家族に誠意を示して参りますと答弁がありました。

給与の10%を減額する根拠についての質疑に対して、他市において同等の事例はなかったため、湖南省の過去の事例等を総合的に考えて、今回は給与の10%を2ヶ月減額することに決定しましたと答弁がありました。

その後、討論はなく採決を行いました。

その結果、議案第1号については、出席委員全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。